

国の保育料無償化に伴う 3～5 歳児の給食費を無償化について

加西市では平成 28 年度から 4・5 歳児の保育料の無償化を実施しておりますが、このたび、10 月から国の保育料無償化が始まります。それを受けて、3～5 歳児の給食（副食）費は毎月の保育料とは区別して実費徴収することになります。（3～5 歳児の保育料は無償、給食費は有償）その結果、3～5 歳の給食費については各園が独自に料金を設定し、保護者から徴収することになります。

そこで、加西市は、子育て世帯の負担軽減を図るため、3～5 歳児の給食費についても 10 月から保育料と同様に無償とします。

記

■ 国の幼児教育の無償化の概要

1. 実施時期 令和元年 10 月～
2. 対象者
 - (1) 認定こども園、幼児園、保育所、幼稚園等
 - ・ 3～5 歳：無償化
 - ・ 0～2 歳：住民税非課税世帯を対象に無償化
 - (2) 認可外の施設（保育の必要性の認定を受けた者に限る）
 - ・ 3～5 歳：無償化（上限月額 37,000 円）
 - ・ 0～2 歳：住民税非課税世帯を対象に無償化（上限月額 42,000 円）
3. 給食費の見直し
 - ・ 3～5 歳：保育料とは別に給食費を徴収（第 3 子以降、年収 360 万円以下の世帯は無料）
 - ➡ 給食費の金額は各園で定める
 - ・ 0～2 歳：従前どおり変更なし（保育料の中に給食費が含まれる）

■ 加西市の給食費の取扱（新規）

- ・ 対象児は加西市在住の 3～5 歳児
- ・ 公立園、私立園ともに無償
- ・ 私立園に通う園児には園に対して市が補てん（一人月額 4,500 円）
- ・ 市外の園に通う市内在住児は保護者への償還払いを検討（一人月額最大 4,500 円）
- ・ 市内の園に通う市外在住の園児（受託児）は対象外（各園で定める給食費を徴収）
- ・ 令和元年 10 月から実施